

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

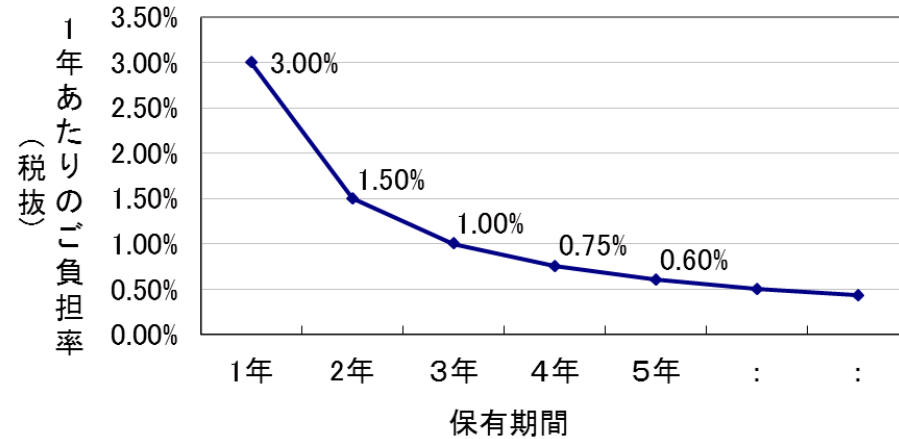
◇ クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◇ 手数料など諸費用について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 購入時手数料(申込手数料)はご購入時に負担いただくものですが、ファンドの保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

（例：購入時手数料が3.00%（税抜）の場合）



※1年あたりのご負担率は、購入時手数料を保有期間に応じて1年あたりの料率に引き直したもので、「購入時手数料÷保有期間」で計算しています。

※ファンドによっては、換金時に換金時手数料や信託財産留保額をご負担いただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。なお、当ファンドの残存期間については目論見書でご確認ください。

※ファンドもしくはお取引形態等によっては、購入時手数料がかからない場合があります。

- 換金時手数料・運用管理費用(信託報酬)・信託財産留保額などご購入後にお客さまにご負担をいただきます諸経費の合計額、および種類毎の金額については、実際のお申込金額、保有期間等に応じて異なる場合がありますので、表示することができません。
- 外貨建て外国投資信託の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当行が決定した適用為替相場によるものとします。適用為替相場につきましては、後記「適用為替相場」にてご確認ください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

- 株式会社三菱UFJ銀行は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び換金の受付、分配金・償還金のお支払い等、販売等に関する事務を行います。

当ファンドに係る登録金融機関業務のお取り扱い

- 株式会社三菱UFJ銀行が行う登録金融機関業務は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行においてファンドのお取引や保護預りが行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます）には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当ファンドのお取引に係るその他ご留意事項

- 換金に関しては、外国投資信託や公社債投資信託を除き、解約請求のほか、買取請求に応じる場合があります。
- ファンドにより、1日当たりの換金金額が制限される場合があります。
- 換金により受益権の総口数が一定水準を下回った場合には、繰上げ償還される場合があります。

当行の概要（2018年4月1日現在）

商号等	株式会社三菱UFJ銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第5号
本店所在地	〒100-8388 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
資本金	17,119億円
設立年月日	大正8年8月15日
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
当行の苦情処理措置 および紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品 あっせん相談センターを利用します。 ・一般社団法人全国銀行協会連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ・証券・金融商品あっせん相談センター連絡先：電話番号 0120-64-5005
対象事業者となっている 認定投資者保護団体	ございません。
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
当行が行う登録金融 機関業務の内容及び 方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引
連絡先	お取引のある支店にご連絡ください。 お取引店の連絡先がご不明な場合は、下記までお問い合わせください。 三菱UFJ銀行コールセンター 0120-860-777(サービスメニュー 3→2)

適用為替相場

通貨	適用為替（スプレッドの最大幅）
米ドル	当行の定める基準為替レート± 50銭

- 当該外貨を購入する場合は、「基準為替レートに上表の金額が+（プラス）」、売却する場合は「基準為替レートに上表の金額が-（マイナス）」されます。
- 大口取引等につきましては、適用為替が異なる場合があります。適用為替は、将来変更する場合があります。

投資信託の手数料等について

投資信託の購入・保有に際しては、所定の手数料等の費用が必要です。手数料等の費用の対価として、ご提供するサービス・業務内容および提供会社は、以下のとおりです。

運用管理費用(信託報酬)は、投資地域・投資手法・投資対象等を主な評価項目として、委託会社が総合的に判断し決定します。

	手数料等	お支払い方法等	提供会社	ご提供する主なサービス・業務内容
購入時	購入時手数料	購入代金の中から販売会社へお支払いいただきます。	販売会社	<ul style="list-style-type: none"> ■商品説明・運用相談等 ■販売受付事務 ■投資信託説明書(交付目論見書)・販売用資料の提供 ■取引報告書の作成・交付
保有時	運用管理費用(信託報酬)	ファンドの約款に定められた報酬率で日々計算され、信託財産から差し引かれます。販売会社・委託会社・受託会社にご提供するサービスや業務内容に応じて、一定の割合で、各社に配分されます。	販売会社	<ul style="list-style-type: none"> ■購入後の情報提供 ■運用報告書等の各種書類の送付 ■口座内でのファンドの管理
			委託会社	<ul style="list-style-type: none"> ■信託財産の運用 ■基準価額の計算 ■開示資料(目論見書・運用報告書)の作成
			受託会社	<ul style="list-style-type: none"> ■信託財産の管理 ■委託会社からの指図の実行

【運用管理費用(信託報酬)の主な評価項目】

投資地域		
国内	海外(先進国)	海外(新興国)
投資手法		
インデックス運用		アクティブ運用
投資対象		
債券		株式
運用管理費用(信託報酬)		

投資地域	海外への投資は、現地での調査・管理等が必要なため、国内への投資に比べて運用管理に係る費用が大きくなります。
投資手法	アクティブ運用は、投資対象を詳細に調査・分析する必要があるため、特定の指数に連動させるインデックス運用に比べて、運用管理に係る費用が大きくなります。
投資対象	株式への投資は、債券への投資に比べて調査・分析等の対象となる銘柄数が多いため、運用管理に係る費用が大きくなります。

※上記は一般的な例示です。ファンドによっては、当てはまらない場合があります。

※上記の他、監査費用や有価証券の売買に係る費用等が必要になります。

※一部のファンドでは、換金時に信託財産留保額が必要になります。信託財産留保額は、ファンドの追加設定や解約により、ファンドに組み入れられる有価証券を購入・売却する際の費用について、投資家間の公平性を図るための費用です。販売会社等が受け取るものではなく、信託財産内に留保されます。

購入時手数料は、商品説明の難易度に応じて、目論見書に記載の上限手数料以下の水準で販売会社が決定します。商品説明の難易度は、投資地域・投資手法・リスク・商品の仕組み等を評価項目として、総合的に判断されます。

【商品説明の難易度と主な評価項目】

難易度	低 中 高
投資地域	国内 海外(先進国) 海外(新興国)
難易度	低 高
投資手法	インデックス運用 アクティブ運用
難易度	低 高
リスク	小さい 大きい
難易度	低 高
商品の仕組み	易しい 難しい
購入時手数料	

■店頭窓口取扱ファンドをインターネットで購入された場合は、購入時手数料を店頭窓口取引比で10%割引きます。

※一部のファンドでは、購入時手数料が無料になります。

■インターネット専用ファンドは、別途購入時手数料を設定します。

■投信つみたて(継続購入プラン)は、つみたて回数に応じて購入時手数料を段階的に優遇します(購入時手数料の段階優遇サービス)。

※くわしくは、窓口またはホームページをご確認ください。

※上記は一般的な例示です。ファンドによっては、当てはまらない場合があります。